

平成27年度 第1回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成27年6月1日（月）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】平成27年度第1回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

最初に本日、新たに委員になられた方がいらっしゃいますので、事務局より紹介をしていただきます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】

それでは4月の区議会議員の改選に伴いまして、区議会議員選出の委員のご紹介をさせていただきます。

今回、5人の委員の皆様は改めて委嘱をさせていただきました。区議会選出の委員でございますが、後ほどいらっしゃいましたらご紹介しますが、ひやま真一委員、引き続きでございます。

それから新たな委員でございます。井下田栄一委員でございます。

佐藤佳一委員でございます。

三雲崇正委員でございます。

伊藤陽平委員でございます。

以上5名の委員が再度、委嘱をさせていただいた委員でございます。

続きまして、現在の委員の方々をご紹介させていただきます。

まず山口会長でございます。

小林副会長でございます。

山田委員でございます。

区内団体関係者の皆様です。林委員でございます。町会連合会からのご推薦でございます。

鱈沢委員でございます。民生児童委員協議会からのご推薦でございます。

鍋島委員でございます。消費者団体連絡会からのご推薦でございます。

河邑委員でございます。東京商工会議所新宿支部からのご推薦でございます。

岡本委員でございます。連合新宿地区協議会からのご推薦でございます。

あとお二人、公募委員の方をご紹介させていただきます。瀬川委員でございます。

鷺野委員でございます。

続きまして事務局をご紹介させていただきます。

私、このたび4月1日から区長室長に就任いたしました。区政情報課長を引き続き兼務で担当しておりますので、こちらの席に座らせていただいております。村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、山川広報係長です。

川野辺情報公開主査でございます。

岩崎主任主事でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

【会 長】 それでは議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認していただきます。

【区政情報課長】 資料1「新宿区個人情報保護条例の一部改正について」、それから資料11「行方不明・身元不明認知症高齢者等情報の東京都等への外部提供について」、ここまで11件の資料をお送りしてございます。それぞれ資料1には、1番と2番の資料、それから参考資料として1番から4番まで、資料2には1と2、そのほかに参考資料、資料3には1番から5番までの資料、資料4には1番から8番までの資料、資料5には1番と2番、資料6には1番、資料7には1番から5番まで、それから資料11には1番から3番まで、それぞれ資料を配付させていただきました。もし不足等がございましたら、お申しつけください。1番から2番、3番と来ておりますが、最初の1番が個人情報保護条例の一部改正になってございます。イとエ、資料2、資料4が双方とも今回の番号法の関係の個人情報の取り扱いについてご説明させていただくものになってございます。皆様ご了解いただければ、順番を少し変えさせていただきます。アの個人情報保護条例の一部改正について、終了後は、2番目、イにいきまして、その後、エ、資料4の案件に移らせていただいた後にウ、資料3の案件に戻ると、こういう形で順番を急遽、変更させていただきたいと思っております。

会長、いかがでしょうか。

【会 長】 特別なことがなければ、その順番に変更いたします。

【区政情報課長】 それではよろしく願いいたします。

【会 長】 それでは、審議を進めてまいります。

本日説明される方は、お見えになっていると思いますが、資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。たくさんの議題がありますので、時間の協力をお願いいたします。

それでは、まず資料1、「新宿区個人情報保護条例の一部改正について」です。それでは、説明をお願いいたします。

【区政情報課長】 番号法絡みの改正でございます。番号法がことしの10月から、個人番号が通知されます。実際には1月から運用が開始されるといった状況でございます。実は特定個人情報に関する保護の条例を新規でつくる、または現在持っています個人情報保護条例を改正し

て、その取り扱いを含めた保護を規定する。こういう作業が必要になってございました。

このたび第2回区議会定例会で、まず保護条例の特定個人情報に関する保護の条例の部分を、現行の個人情報保護条例の改正という形で手続をさせていただきたく、本件、制度の運用に関する重要な変更にあたりますので、諮問としてかけさせていただきました。

具体的には、特定個人情報と、個人情報との差異としまして、個人情報についてはこの審議会でも目的外利用等々について、例えばご承認をいただければ、それに基づいて目的外利用ができたり、それから外部提供ができるということになっておりますが、番号法による特定個人情報につきましても、法律に定めがあるもの以外は基本的にできません。例えば本人同意があっても、外部に提供したりということもできない仕組みになってございまして、現実的にはその部分を捉えて、別々でつくるといった形にしている区もございまして、東京都23区の中では、18区が既存の個人情報保護条例にその部分を取り込むという形で改正を行う作業をしております。私どももその18区と同様に取り込む形で今回、改正をご提案させていただきました。

資料1と資料2に、新旧対照表という形で、赤字の部分がそれぞれ特定個人情報に関する条文、項目を付加または修正をしている部分でございます。今回、一番最後の参考資料4になりますが、国から基本的にこういう改正をしましょうといった参考の情報提供、いわゆる準則というものが示されてございまして、この下線部分が主な点でございます。これに基づいて、私どもの個人情報保護条例にそれぞれ漏れなく全て条項を盛り込ませていただくといった改正を、今回行わせていただきました。18区がそのような形で、国の制度をこの中に、既存の情報の中に取り込むといった形で行っていくものでございます。

今回、個人情報の保護条例の改正、この部分につきましては、番号法の今後のスケジュールの中で、実際に10月から個人番号が付番される関係で、10月5日にこの主な改正点につきましては施行させていただけるよう、明日の、議会に議案を送付させていただく予定でございます。今日はその前日といった形で、お時間のない中、大変恐縮ではございますが、皆様にご審議いただきまして、ご了解いただいた後に、議案の手続となります。

参考資料1、2、3とございます。何点か、国の考え方にすり合わせをする部分、または国の考え方を逆に私どもの既存の個人情報の保護の取扱いにすり合わせをしてくる部分というところがございまして、その点についてお話をさせていただきます。

参考資料1、横判でございます。ここのちょうど真ん中ぐらいですか。赤い網掛けが入っている部分です。

ここは番号法では、開示請求ができるものを対象として、個人情報保護条例では、本人及び法

定代理人といった規定に現在なっております。

番号法のほうでは当然、本人及び法定代理人はもちろん、任意代理についても認めるといった条項になってございます。この部分を現行の条例のほうを逆に番号法の考え方にすり合わせさせていただきまして、従来まで、特別な例を除き任意代理を認めてございませんでしたが、今回は、番号法の取扱いと同様に、要は委任者の意思を十分に確認した上で、任意代理を認めるといった方向に調整させていただくといったことで、一部従来の取扱いが変更となる点でございます。

それ以外については新宿区のほうのやり方に合わせていただきたいということで、例えば参考資料2、横判でございますが、ご覧いただけますでしょうか。

このマイナンバー制度につきましては、個人情報保護法を前提として、国のほうは条文をつくってございまして、この個人情報保護法の規定ですと、いわゆる死者の個人情報については個人情報ではないといった定義に、現在なっております。しかし新宿区は、個人情報保護法ができ上がる前から条例により、いわゆる死者の個人情報についても個人情報という取扱いを行ってまいりました。

その関係で、今回、マイナンバーのほうが個人情報保護法の前提である生者のみといった解釈で現状来ておりますけれども、ここの部分については、これは国・東京都に確認した上で、それは自治体の判断で決めてよろしいということでございますので、従来どおり死者の情報につきましても個人情報という取扱いを引き続き運用上やっていくといったものでございます。

参考資料3につきましては、代理人の関係、詳しくメリット、デメリットを記載してお示したのですが、基本的には開示を求めると本人、当該当事者の意思を十分に確認して、この人に任せただけというのを、我々が具体的には本人と直接お話をし、書面により確認する、そういった方法によって厳重に確認した上で、任意代理の方に交付するといった手続に及ぶといった方向で、規則または運用基準の中でそれを定めさせていただきたいと考えてございます。改めてその点につきましては、その変更を行った際に、またご報告させていただきたいと思っております。

資料がたくさんございますけれども、今回は番号法に基づくマイナンバー制度の運用を開始するに当たって、必要な事項の改正を基本的に行ったということでご理解いただければということで、詳しい一つ一つの説明を省略させていただきましたが、私からの説明は以上とさせていただきます。

【会 長】では、ご質問、ご意見がございましたら。

佐藤委員。

【佐藤委員】 区議会委員の佐藤です。先ほどご説明があったことで二、三、お聞きします。

今回、参議院でこの法案の審議中でありまして、私としては非常に重大なプライバシーの侵害が起きかねないということで、非常に問題が多いというふうに思っております。

高齢者の金融資産を調べたり、また通院歴、そして企業の負担も、扶養控除や源泉徴収、社会保険の届出などに共通番号の記載が義務づけられていますので、その辺の負担も非常に増えるのではないかと危惧しております。

最初にそのことを述べて、まず第1点は、資料1の2ページです。第2条の8番、この「特定個人情報ファイル」の取扱いなんですけれども、ここでは電子計算機を用いて検索できるようにするという事なんですけど、こうしたファイルの取扱いはやはり厳重にすべきだと思うんですが、その点はいかがでしょう。

【会 長】 ではご説明ください。

【区政情報課長】 委員のおっしゃるとおりです。セキュリティ等々につきまして、個人情報の特定ファイルについての管理、それからセキュリティの方法を含めた評価をきちっと行うということで、例えば三つに分けられて基礎項目の評価、重点項目評価、それから全項目評価といった形で大きく三つに、取扱いの件数によって分かれております。

それは後ほどまた資料が出てまいりますので、ご説明があると思いますが、いわゆる守られるべきものが守られる仕組みになっているという確認を十分に行って、パブリックコメントをかけましてご意見をいただき、その部分も第三者機関に評価をいただいた上で、国に届出をするといった仕組みになってございます。あとは通常の電子計算組織の運用上のセキュリティといったことが非常に問題になりますけれども、その部分についてはもう十分仕組み的に、これまでいわゆる住基カードの関係でずっと全国的なネットワーク、あれもかなり議論になりましたけれども、あの仕組みにさらに厳重なチェックをかけるような形で組まれていった状況がございまして、それぞれの自治体の中で、内部連携の中でしっかりとセキュリティをかけていくといったことを講じていけば、安全な運用ができるというふうには考えているところでございます。

【会 長】 今のところの特定個人情報ファイルという言葉が出ましたけれども、これはどこが保管するのですか。

【区政情報課長】 今回、特定個人情報ファイル、例えばこの後かけます住基であれば、戸籍住民課が所管してございますし、その後、今日、案件としては後期高齢医療が出ておりますので、

それぞれの担当のところ、電子計算組織を前提としてファイルを管理しているといった状況になっています。

【会長】ではご質問を。

【佐藤委員】ありがとうございました。

管理する情報が極めて膨大になりますので、その辺のセキュリティをしっかりとやっていただきたいということと、以前、総務区民委員会で質疑した際には、一元ではなくてそれぞれ別々に分断して管理するということがありますので、その管理する部署が、しっかりとセキュリティをしていただきたいということです。

それから2点目には、先ほどご説明があった開示請求ができる者の任意代理人が入院等の特別事情がある場合という現行条例から、条例を改正してそういうものをなくしたということと、それから資料2で、非常に細かいことで恐縮なんです、マイナンバー制度の内容のところ、先ほど生存する個人ということのご説明がありました。その下に3行目に、容易に照合することができると。「容易に」というと、すごく危惧するわけです。照合することによって、簡単に情報が知られてしまう。その辺のところ、しっかりとした個人情報の管理を行っていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

【区政情報課長】まず1点目が、任意代理のほうは、先ほど申し上げたとおり、今まで個人情報についての情報開示請求というのは、自己情報公開請求といった形で、ご自分が必ず開示請求を行って、その個人、自分の意思を確認させていただくというところで開示をしていたわけですが、一般的に死者のものにつきましては、法定相続人、財産に関することとか、いろいろ運用上、規定が細かく限定されたところについて適用できるような仕組みをとっておりました。また、入院等という形でどうしても自分が動けない、でも書類が必要だといった場合に限り、十分にご本人の意思を確認させていただいた上で取扱いをする、こういった厳重な措置をやってきたわけです。

今回、任意代理ということで、国は一般的に自分のポータルで、パソコンを使える人はその開示、利用状況というのはいつでも見られる状況になってございます。ところが、例えばパソコンが使えない人は、自分で情報を提供してもらわないと、その状況を確認できません。そういった中で、できる限りそういうことについては、ご本人の意思が間違いなければ、任意代理といった形で代理人がその部分を取扱いできるというのが国の趣旨になってございます。

そういった意味でこの、特に「容易」というところは、右と左に、マイナンバーでは「容易に照合することができ」という形で、ある程度書いてあって、私どもの「他の情報と照合

することができ、特定の個人を識別することができることとなるものを含む」という形になってございまして、例えばマイナンバーのほうは「容易」ということですから、すぐにも明らかに公開されている情報とマッチするとか、そういった点が対象になっておりまして、2段、3段調べていかないと照合ができないといったものについては、対象となっていないといった点が特徴としてございます。逆に今回、区の条例にこの部分を定義としてすり合わせするということは、今まで厳重なセキュリティのもとで運用してきた内容に、より近く合わせていただくといった点では、セキュリティを強める方向に向いているというようにご理解いただければと思います。

この二つでよろしいでしょうか。

【佐藤委員】はい。わかりました。

【会 長】よろしゅうございますか。ほかにご質問は。

では瀬川委員。

【瀬川委員】説明の中で、参考資料2の内容の中で、生存する個人情報に対する情報と。それは、新宿区は、他の18区が同じで死者の情報も含むということで、ある意味では、より広くかつ時代が下れば、より深くというような情報で、ある意味では当面よさそうに思うんですけども、私の理解では、これは前のときにも、私は指摘したつもりなんですけれども、新宿区はこれでいく。ただ、こういうように一般ないし国は生存する個人情報というように特定しておりますから、その意味において国のこれから、改正条項も書いてありますけれども、改正していくときに、ここの新宿区では死者まで、国は生存の個人。この乖離で多分今回はしっかり審議されていますけれども、これ誰か担当が変わって、組織としては続きますけれども、ここで国が考えている情報と、新宿が考えている情報が、現在はある程度問題ないと思いますが、将来的に問題になる可能性があるんじゃないかと思っておりますので、その辺についてご説明いただけませんか。

新宿区が対象としている情報と、国が対象としている情報が違うんだと、個人情報の、ちゃんとここで書いてありますけれども、将来、国も制度が変わっていきますから、改正していきますけれども、そのことについて、情報が違ったものを対象にしているわけですね。そのことについての懸念はどのように理解しておられますか。あるいは全く懸念はしていないとか。

【会 長】ご説明してください。

【区政情報課長】従来から区の個人情報の取扱いについては、行政機関が保有する死者の情報も含めた、新宿はそういうルールを適用してきました。そういった形を適用している自治体は

多くございますけれども、実際に個人情報保護法が施行されたあたりから取り組んでいる自治体は、それに合わせているといったことも当然ございます。

国のほうはあくまでも個人情報保護法、今、ダブルスタンダードになっているのは、民間における個人情報の保護については、個人情報保護法の中で、特定の規模の取扱いを持つ事業者が指定されて運用するといった形で入ってきていますので、その部分は生者の部分という形。一方、行政機関はといった形の乖離は、もう既に今、現実的に生じているといったところであります。

ただ、今度は、公的な運用の中で、確かに瀬川委員がおっしゃるとおりダブルスタンダードを動かしているということだと思います。今後議論され、区民の皆さんの個人情報を預けている区に対する信託の部分として区民の皆さんがその部分は生者でいいのだといった状況になれば、それをまた皆さんにお諮りする中で、そこは統一すべしといったご意見を頂戴した場合は、これは改めていくといったスタンスは当然持ってございますが、今のところは今まで進めてきた方向がより望ましいといったスタンスで、今現在も運用してございます。

【瀬川委員】わかりました。

【会 長】いずれにしろ、条例というのは法律に違反することはできませんから、法律で決めたことは従わざるを得ない。国が決めたことを自治体が無視できるというのは、法の構造上あり得ないことなので。だから、向こうが決めたら、こちらが違っても国との関係ではそれは条例の中を変更でも、それに従った条例をつくらざるを得ない。だから、もしそういう場合でいろいろなご意見があるかもしれませんが、この特定個人情報、マイナンバー制度についてだけは国の法律に従わざるを得ない。ほかの部分については、新宿区は別のルールをつくってもいいですけども、この特定個人情報については、もう任意代理を認めていますから、法律上、だから認めざるを得ないということになります。

ほかに何かご意見、三雲委員。

【三雲委員】2点ほどお伺いしたいんですけども、まず一つ目は、資料1の条例案のほうで、全体の立てつけというのは、これは特定個人情報という概念が入ってきたために、それについては、個人情報の範疇から特定個人情報を外して、その上で特定個人情報に関連する取扱いについては、後ろのほうの32条の2というところで取り扱うという、そういう整理の仕方をされていると思うんです。

そこで、先ほど佐藤委員のほうからご指摘があった2条の8、この特定個人情報ファイルという言葉が入ってきているわけなんですけれども、この言葉は32条の2の中でどのように使わ

れているのか。あるいは今回の改正案の中で、どこに入ってくるのかというのをまず教えていただきたいというのが第1点目です。

【会 長】ではご説明をお願いします。

【区政情報課長】第3章に特定個人情報に関する特則、この部分、32条以降につきましては、その特定個人情報の取扱いということですので、特定個人情報ファイル全てがこの適用を受けるものという形にももちろんなっています。

と申しますのは、個人番号が振られてレコードとして記録されている電子計算組織内の情報というのは全てこれに当たりますので、それをファイルとして登録し、これだけ情報が入っていますというものを示しているものが別にございますから、そういったご理解をいただければというふうに思います。

【三雲委員】今の関連なんですが、非常に細かいことで大変申し訳ないんですけども、特定個人情報ファイルという言葉で、わざわざ定義しているんですけども、見当たらないというか、使っている場面が見当たらないかなという感じがしたんですが、それを教えていただければと思います。

【区政情報課長】参考資料4でお配りしている⑤のところですか。イメージについての特定個人情報の利用停止請求権の項に、番号法第2条9項に規定する特定個人情報ファイルということで、番号法第2条、定義の第8項に特定個人情報ファイル、個人番号を、その内容を含む個人情報ファイルということで、法律上の定義が行われているために、そこに、定義のところにお入れしてあるのと、運用のところでも32条の7のところに入れてございました。

【三雲委員】ありがとうございました。そちらで使ってあるということで結構です。

それからもう一点お伺いしたいのが、参考資料3のほうで、任意代理のところなんですが、現行の体制では限定されていて、その限定が解除されて、本人の意思確認ができれば任意代理の方がその情報を取得できるということなんですけれども、これは国のほうでも区のほうでも、こういった場면을、先ほどパソコン上の話がありましたけれども、パソコン以外の場合、こういったことを想定されているのか。例えば業者さんみたいな方がこの方の情報が欲しいんだと言って、なおかつちょっとした書面、あるいは書面の一部に同意したというチェックがしてあるような形で取りに来た場合、これは開示されるのか。そこを教えてください。

【区政情報課長】今の実際の実例のようなケースであれば、かなりの確率で開示をしないということになると思います。要は個人が、例えば時間がとれないまたは動けないといった状況で、行政機関の例えば利用状況、自治体が私の情報をどう使っているのか見たいよといった要望を

された際に、例えば知人に頼んで来るといった場合に、ご本人の意思かどうかを別の手段で確認させていただいた上で、例えばご本人のお宅にこういうご依頼をされているかどうか、意思確認をするお手紙を出して、それに対して本人が確認をしたといったものを代理人が持つてくるだとか、そういう形をきちっととった上でやっていただくつもりですので、そういった意味では、今まで法定代理人って限定的な話をしていましたので、例えば法定代理人が立てられない場合どうするのかとかいろんなケースが、例えば立てるためにお金をかけてやるとか、そういう形になってしまうとか、いろんなケース、もっと簡易に出せるといった形で国のほうが運用を取扱い上決めてくるといった状況ですので、私どものほうはあくまでもご本人が頼んだ、この人に頼んだよといった意思確認ができれば法定代理人でなくても開示することは可能なんだろうといった解釈に立って、この任意代理は受け入れていく形をとるつもりでございます。

そういった意味では、業者さんが来るというのは明らかに違和感が当然あるわけですから、その辺については十分にご本人に意思確認、それが間違いないといった確認がとれれば、その方を排除するといったことはございませんけれども、安易に書類だけを信じて取り扱うということはいたしません。その場ではかなりお時間をいただくかお返しするかという形になると思います。

【会 長】ほかに。林委員。

【林委員】今、室長のほうからご説明があったんですけども、そもそも我々としては、ここにいろいろ条例だとか法律的なことが書かれていますけれども、本会議においてはもう論ずる余地がないんだろうと思います。ただ、これをどう解釈して、どういうふうに運用していくかというような法の及ぶ範囲とか対象は何なんだろうと、そういう具体的なことについて伺いたいですけれども、議会で議員の皆さん一生懸命勉強していただいて、そここのところでかんかんがくがくと決めていただければいいことであって、それはもう既に決まっていますから、この会議について今回、個人情報保護法、マイナンバーについて、私どもそれぞれのこういう町内の消費者団体だとか、あるいは町会だとか、そういうことの代表という形でこれを説明する責任があるんです。

ですから、まず先ほど室長が、我々はこういうふうにしていきますと、こういうふう処理させますという、その我々というのは誰を言われているのか。まず区民としては、一番心配なところなんです。要するに今後議会なり議員さんたちなり、あるいは新宿区の職員の皆さんの中にそういう組織をつくって、専門的に個人情報取扱いを専門的にやろうとするのを何かおやりになるのか。我々がという「我々」というのはどなたなのかなということなんです。

【会 長】どうぞ説明してください。

【区政情報課長】区の中では、もう1年以上前から約2年に及びますけれども、チームをつかってその運用について、取扱いをどうしていくのかといったような、国から情報をいただきながら、プロジェクトチーム方式で総合政策部中心に、全庁でスタッフが入って協議をしてきたといった経緯がございます。

「我々」と申し上げるのは、個人情報保護条例に規定する実施機関全てということですので、私ども区長部局、それから教育委員会、各行政委員会、監査とか、選管もそうですけれども、それぞれがこの内容に沿って運用するといったことになります。

【会 長】質問を。

【林委員】先ほど会長のほうからもお話がありましたけれども、国の法律というのはそうなって、個人情報保護法というのが今いろいろ改定することで、いろいろ審議されていますので、またしばらくすると改定の内容が発表になってくると思いますけれども、今現在見る段階の中ではこの亡くなった方についての取扱いは、新宿区が運用しようとしているのと条例の中とは大きく違うわけなんです。

具体的に何か簡単な手引書というもの、わかりやすいもの、例えば町内会なら町内会、消費者団体なら消費者団体の皆さん、こういうのを勉強会でお使いくださいというものを、いただけるものなのかどうか。

【会 長】その点をお願いします。

【区政情報課長】今、林委員からご指摘された内容はとても重要でして、国からも十分に区民に周知してほしいといったことも受けて、この4月から区広報紙の毎月15日と決めて、マイナンバー制度の紹介記事を、紙面割りをわざわざとってお入れしてございます。それから町連に対する説明を始めていますので、町連、連合会、それと各地区町連、それから民生児童委員協議会、それぞれ区内の関係団体に個別にご説明に回っていくといった段取りも今予定してございますので、そういった意味ではわかりやすいパンフレットというのを、また我々も国から情報を得ながらつくって、それをしっかり周知していくといったことが必要になってくると思います。10月から始まり、運用はまた1月ですからですけれども、番号自体が決められた通知が10月からご本人のところに届きますので力を入れてやらせていただきます。今後、説明会の機会もお耳に入るかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【会 長】特定個人情報ファイルというのは、生存者が最初登録されて、死亡された方のデータはどうなるんですか。いつ消えるんですか。

【区政情報課長】それぞれのルールというか、特定個人情報ファイルが国民健康保険でつくられるとか住基でつくられる、それぞれ規定……。住基は5年ということですので。それぞれ。

【会 長】それぞれで決まるんですか。

【区政情報課長】法律で決まっておりますので、その期間で一応データが消えるという形になります。

【会 長】ほかにご質問等ありませんか。

伊藤委員。

【伊藤委員】電子計算機で特定個人情報ファイルというのを扱うということなんですけれども、そういうふうに解釈しております、その場合に、例えばですけれども、このファイルを扱うプログラムというのは新宿区が責任を持って開発に携わっているのか、それとも区のシステムを使っているということになるんですか。

【区政情報課長】全体的な運用面では、それぞれ各区が持つ電子計算組織の中で特定個人情報のファイルをまずつくるために、いわゆる番号を入れる器を追加して、つくります。法律のルールにのっとり、全国で乗り入れするための中間サーバーと、そこから先のルールについては統一的な国の仕組み、機構のルールになっておりますので、新宿区が開発するのは中間サーバーまでの送込みのところ、それから送受信まで、その部分が関係してくるといった形になります。

それぞれ、今対象になっている住基は、個人番号を入れる器を用意して、そこに今度いただいた番号が入ってくる。国民健康保険なり税もみんな同じ仕組みになります。それをまとめて横串を通して、中間サーバーの中で他自治体とやりとりします。その先の部分については全国共通の地方公共団体情報システム機構というのが1カ所つくられまして、そこで全国2カ所に用意したプラットフォームの中で集約するといった仕組みになっているというふうに説明を受けております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】そうしたら新宿区のほうでは、私の解釈では、一応ウェブ上につながるサービスシステムをつくるというふうに理解しているんですけれども、データベースのウェブアプリケーションも新宿区のほうで開発して運用するというのが新宿区の役割ということで、その上で中間サーバーに送るということで間違いありませんか。

【区政情報課長】間違いありません。

【伊藤委員】そのときに使うデータベースの形式とかというのは、特には国とかで統一されて

いるものですか。

【区政情報課長】送込みの形式は決まっているそうです。そこに合わせて送るといった形になります。国は受け取って、全国同じ形で情報をいただいたものについて運用するという形です。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】そうすると、新宿区独自でこのセキュリティに関しては考えるということなんでしょうか。それとも国で決められたセキュリティというのを遵守するという形になるんですか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】責任分担といった意味では、中間サーバーの送受信の部分については自治体がセキュリティを万全に、庁内の連携、ホストの開発、それから中での特定個人情報ファイルの管理といった情報管理については、新宿区が責任を負うといった形になります。中間サーバーから先、他自治体とのやりとりのところは機構が取り扱い、国の責任において、セキュリティの責任を持つ、こういう役割分担になろうかと思えます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】そうすると、本当にセキュリティのチェックというのは結構厳重にしていると思っているんですけども、セキュリティのチェックをする上でも多分、プログラムの言語とか言語自体に瑕疵があるのが最近は非常に多くあるなと思っておりまして、誰がチェックしてどう運用していくか、そのチェックする人というのが誰なのかというのがそもそも明確になるのかとか、セキュリティの仕組みというのは、例えば誰だったらこのセキュリティがどういう仕組みでできているかというのを把握できるのかというのは、管理している人というのは誰なのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】基本的には情報政策課がその任に当たっております。それから、委託事業者も開発に当然従事するわけですから、そういう部分はわかっていると思いますけれども、実際には区が情報政策課を中心にその情報セキュリティについてきちんと対応するという仕組みになります。

【会 長】よろしゅうございますか。

【伊藤委員】はい。

【会 長】ほかに。鍋島委員。

【鍋島委員】委任ですけれども「本人及び法定代理人」だったものを任意代理人にするというところですが、それと今のセキュリティの問題も含まれますけれども、幾ら厳重にして

も、何か起こると思っていたほうが賢明だと思います。というのは、この本人及び法定代理人となったときの前は、任意だけでもないですけども、本当に自由に見られた時代、その次には任意で代理人が見られた時代、それを経て法定代理人になりましたけれども、その前のときは、私、消費生活センターに18年いましたけれども、業者がすごくて、今度は任意代理人になったから大丈夫ねと思っていましたが、そうしたらそのときも漏れてしまって大変で、それで警察のほうが生活安全課という課をつくったくらいです。業者はすきまを狙って必ず出てきます。漏れてそれが爆発的に、何倍に、何倍に、ネズミ算式にふえますから、その出たときにすぐに連絡をとって、こちらのサーバーなり代理人が同じような人が何回も来ますから、部署をつくって早目に対応する。出ないという保証は、私は絶対ないと思います。この対応をお願いしたいと思います。

**【区政情報課長】** 貴重な意見をありがとうございました。

運用する側として、まずは任意代理の場合、ご本人がまず安易に委任してはいけないよというのをしっかりと我々は周知していかなければいけないのと、それから区も安易に委任を受けるのではなく成り済ましに当たらないか、大丈夫かということも嚴重にやっていくといったことも必要になってくると思います。

何しろ、個人番号がわかると、何でも使われてしまうといったことがありますので、そういった両面でしっかりと押さえていく。それから、漏れたり落とした、紛失という場合にすぐ連絡してとめてもらう手段がありますので、それについてもきちんと周知していく。機構のほうに電話1本で24時間受け付け、コールセンターが受けていますので、そういったところもしっかりご案内していく。また、区のほうで職員が聞いたらそこをご案内するとか電話してあげるとかということも必要になってくるかもしれません。そういうことも職員には徹底する。こういうことで嚴重に守っていきたいと思います。

**【鍋島委員】** いま一つ、認知症のまだらの人が消費生活センターにすごくいろいろな被害を訴えています。その人たちは言われれば必ず委任してしまいます。やっぱりそういうところも踏まえて、私が言ったのは警察とか、消費生活センターが話せるところ、こういう問題が起こっていますよというようなことを話せるところの部署を別枠でいいですからつくってほしいと思います。

**【会 長】** よろしいですか。いずれにせよご意見なので、尊重して運用を適正に行っていたきたいと思います。

他に。林委員。

【林委員】確認だけさせていただきます。

先ほど情報セキュリティで委託事業者とおしゃったんですけども、再委託はなかったんですよ。

【会 長】説明できますか。

【区政情報課長】今、委託事業者にお願いしている再委託はございません。

【会 長】どうぞ。

【林委員】そうすると、ですから二本立てでこれが動いてしまうんですね。丸投げの部分と新宿区は新宿区で独自でやるとなると、微妙に動き方が違ってくことになる、セキュリティの点で、再委託する場合にはどのような形でもって責任の所在を明確にしてとか、要するに責任は誰がとるんですか、最後は。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】前回、機構への委任のときに、その部分についてはご説明させていただいておりまして、今日は、手元に資料がないんですが、後程前回の資料を林委員にお渡ししますのでご確認いただければと思います。

【会 長】最後に、情報が漏れたときに誰が責任をとるんだという質問がありましたので、一応。

【区政情報課長】漏えいが起きた状況にもよりますけれども、新宿区のセキュリティの弱さから漏れたということであれば、それは新宿区に責任はございます。

【会 長】ほかにご質問か、ご意見ございませんか。

無いようでしたら、まだまだマイナンバーについては、議題はこの審議会でも発生しますので、もっと具体的なところで質問、ご意見がございましたら、そのときまたご発言いただければよろしいかなと思います。

とりあえず今日のところは、法律の規定を条例に反映するという範囲のところですので、特別なご意見がなければ承認ということにしようと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、本件は承認ということにさせていただきます。ご苦労さまでした。

続きまして、資料2、住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施結果についてであります。

それでは説明をお願いいたします。

【戸籍住民課長】地域文化部、戸籍住民課長でございます。

それでは資料2をご覧ください。

件名でございますが、私どもが所管しております住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施結果について、新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号に基づきまして、ご報告させていただきます。

それでは裏面をご覧ください。

まず目的でございますが、先ほど申し上げましたことと繰り返しになりますので、省略させていただきます。

次に事業内容の概要のところをご覧ください。こちらは、特定個人情報保護評価に関する規則というものがございます。こちらの7条第5項の規定に基づきまして、特定個人情報保護評価書、以下「評価書」と申しますが、こちらにつきましてパブリックコメント、こちらは27年1月25日から2月23日まで実施させていただきました。1月19日のこちらの審議会でご報告させていただいたところがございます。

それと個人情報の保護に関する学識経験のある外部の第三者による点検、こちらは第三者点検と申しておりますが、こちらを実施いたしまして、ご意見等を反映して見直しを行いましたので、今回ご報告いたします。

ここで特定個人情報保護評価について、簡単にご説明させていただきます。

先ほどから出ておりますが、特定個人情報ファイル、こちらは個人番号を含む個人情報のファイルでございますが、これを取り扱う事務を行う場合は、事前に特定個人情報の漏えい、その他の個人のプライバシーに与えるリスクを分析し、そのリスクを軽減する措置を講じているということ、あらかじめ評価書にまとめて宣言するものでございます。

こちらは番号法の27条で実施が定められておりますが、私どもの対象の住基に関する事務は対象者30万人以上でございますので、一番重い全項目評価というものを実施しております。その全項目評価書の見直しを行いましたものについては、資料2-2のほうでまとめてございます。今回、訂正箇所がございますので白黒で印刷いたしまして、訂正箇所については、カラーで表示をさせていただいております。この事務に関しましては私ども三つのファイルを扱っております。この三つのファイルとリスクの対策につきまして、大変この中身、ボリュームが多いものですから、参考資料というものにまとめてまいりました。こちらの参考資料、カラーのものでございますが、こちらをご覧くださいませでしょうか。

上の欄でございます。こちらのほうはリスク対策、主なものをまとめてございます。上の段をご覧ください。ファイルにつきましては三つほどございます。

1の住民基本台帳ファイル、こちらにつきましては、既に私ども住民基本台帳として記録しているものでございまして、既に住民記録システムというもので管理しておりまして、今回、個人番号を項目として追加するものでございます。2番目の本人確認情報ファイル、こちらは全国で共通の本人確認を行うために都道府県に送信するファイルでして、いわゆる住基ネットということで、もう既に住基ネットで管理しております。その中に、このたび個人番号を追加するものでございます。3番目につきましては、送付先情報ファイル、こちらは新たに住基ネットで管理するものでございまして、先ほど出ました機構と申しまして地方公共団体情報システム機構というところに通知カードの作成、送付そして個人番号カードの作成・発送等を委任いたしますので、それに必要な情報を送信するためのファイルでございます。

左端の黄色でくくっている部分をご覧ください。全項目評価書につきましては、リスク対策を6項目に分けて整理しております。上から入手に係るリスク、それから使用に係るリスク、取扱いの委託に係るリスク、提供・移転に係るリスク、それから情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスク、この情報提供ネットワークシステムというのは国のシステムでございまして、全国、国とかまた地方自治体と情報を連携するものでございます。7番目に保管・消去に関するリスクでございます。その内容につきましては、それぞれのファイルごと、共通している部分もございしますが、どのようなリスク対策をとっているかということをこちらにまとめてございます。時間の関係で、こちらの説明は省略させていただきますが、ご覧いただければと思います。

続きまして、本日は、この評価書の見直しを行いまして、変更した点についてこれからご説明させていただきます。

資料2、横書きのものですが、こちらをご覧ください。資料2-1、こちら、新旧対照表になっております。左上のほうに変更理由というのが書いてございます。文言整理による変更は黄色でマーカーしてございますが、こちらが3件、2番目の第三者点検の指摘による変更はピンクでマーカーしておりますが、こちらが18件、パブリックコメントを受けての変更は緑色で示しておりますが、こちらは1件でございます。合計22件の変更点がございます。時間の都合がございまして、申し訳ありませんが、8件ほどご説明させていただきます。

それでは、新旧対照表の1ページの上から4段目、ページ数でいえば12と書いてあるところをご覧ください。こちら、該当箇所、そして変更後、変更前、変更理由という形で書いてございます。あわせてこちらの全項目評価書の本体のほうの12ページをお開きいただけますでしょうか。12ページのほうにもあわせて変更点を記載しております。

こちらにつきましては、変更前については、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報については該当の丸をつけておりませんでした。第三者点検の指摘を受けまして該当として丸をつけまして、その妥当性のところに、記載のとおりの情報については、他の所管課が保有している情報ですが、必要な範囲で参照しているということを追記いたしました。

変更理由といたしましては、私どもが保有する情報項目だけでなく、他部署が保有する情報であっても、この事務を遂行する上で参照する項目であれば、記録項目として含めるのが望ましいという指摘を受けましたので、参照しているものについても載せたものでございます。

具体的に変更したものは12ページのほうに記載してございます。

続きまして2点目ですが、ページをおめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。上から4段目の15ページと書いてあるところです。こちら、委任事項3という箇所でございます。ここについては、まるまる別表というものを追加いたしました。別表につきましては、この新旧対照表の一番最後のページに載っておりますが、こちらをあわせて15ページをお開きいただきますと、追加しておりますので、そちらのほうが見やすいかと思います。

全項目評価書の15ページをお開きください。こちらの右下に追加した部分が載っております。これにつきましては、証明書自動交付システムの改修保守につきまして、こちらの改修保守を、先ほども出ておりますが、下から4段目に委託先名と書いてございます。こちらにつきましては、特定個人情報ファイルを含むシステムの改修保守を委託しておりますが、委託先が当ファイルに直接触れなくても、こちらの特定個人情報ファイルの取扱いの委託として記載することが望ましいという指摘を受けました。直接触れなくてもそのシステムを改修保守する場合は、そちらに明示をしておくようにということでしたので、そちらのほうに追加したものでございます。

それから、15ページの下に32ページとございます。こちらにつきましては、先ほどの12ページでご説明したものと連動しておりまして、12ページのほうに対象情報として丸をつけましたので、項目を追加したものでございます。

恐れ入りますが、全項目評価書の32ページをお開きいただけますでしょうか。こちらの記録項目43番から56番まで、先ほどの情報が加わりましたので、項目の全ての説明を加えまして、アスタリスクのほうで43から56までの項目は、他の所管課が保有する情報を必要な範囲で参照する項目であるということ注意書きをしてございます。

続きまして新旧対照表の3ページをお開きください。

こちら、一番上の33ページと書いてあるところでございます。こちらは変更該当箇所といたしまして、こちらも33ページのほう、今のページの反対側ですが、見ていただきますと下のほうにマーカーが引いてございます。こちらにつきましては、既に運用上、窓口のほうで対応しておりますリスク対策についても明示することが望ましいという指摘を受けまして、こちらのほうに記入したものでございます。内容といたしましては、届出／申請の受付の窓口において、他者の目に触れないよう仕切り板で遮断している。2番目といたしまして、届出／申請の処理結果を誤った相手に手渡すことを防止するため、受付番号発券システム等から発行した番号札による照合を行っている。こういった実際やっているものについても、こちらに明記するようにということでございます。

同じく3ページが一番下の36ページ、新旧対照表では一番下の段になりまして、あと全項目評価書でいきますと36ページ、こちら同じようにルールというように始まっているもの、同じ文章でございます。上3段に追加しております。こちらにつきましては、定められたルールの遵守をどのように確認しているかということです。ルールについて規定したんですが、そのルールをどのように遵守しているかを記載するというを第三者点検で指摘を受けましたので、こちらルールの遵守については、委託元が必要であると認める場合は、委託先にルールに関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況について立入調査等による監査を行うことで確認するというでございます。報告とか立入調査等で確認するというを記載いたしました。

続きまして、新旧対照表の4ページ目をおめぐりください。一番上の36ページの部分をご確認させていただきます。こちら、全項目評価書のほうの36ページ、先ほどのページの下段でございます。こちらにつきましては、委託契約書の中に個人情報ファイルの取扱いに対する規定がございます。こちらに記載されておりましたので、漏れなく全部書くようにという指摘を受けましたので、実際、委託書に書いてある項目でございますので、追加したものでございます。内容といたしましては、取扱責任者、取扱者をあらかじめ指定し、報告すること。2番目といたしまして、委託者がその従業者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施すること。3番目として、必要があると認めるときは、業者に関する個人情報の取扱いについての報告を行うほか、先ほどと同じで立入調査を行う。それから再委託を禁止する。最後に契約終了後は、資料等を返還し、消去することといったことが契約書に書かれてございますので載せたものでございます。

それから、同じ4ページの新旧対照表の下から2段目、41番をご説明いたします。41ページ

です。全項目評価書の41ページをおめくりください。こちらも第三者点検でご指摘を受けたところをごさいますして、紙媒体の特定個人情報、特定個人情報は、必ずしもデータだけではございませんので、システムのデータだけではなく紙媒体でも個人番号が記載されているものは対象となってまいります。こちらの廃棄方法についても記載すべきということで、実際には行っているものを書いたものでございます。

どのように変更したかといいますと、紙媒体の個人情報については、保存期間の経過後、溶解、焼却、細断等により廃棄するということを明記いたしました。

それでは、最後に新旧対照表の5ページ目をおめくりいただきまして、最後の56ページをご覧ください。全項目評価書の56ページでございます。こちら緑色でマーカーされたところがございます。こちらは、パブリックコメントでご意見がございまして、反映したものでございます。こちらの技術的対策というところで、変更後でございますが、こちらの振る舞い検知型コンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じるというものを加えたものでございます。

これにつきましては、パブリックコメントでご指摘があったときに、先ほど申し上げました二つ目のファイル、本人確認情報ファイルにつきましては、この振る舞い検知型のコンピュータウイルスのことを書いてございました。ただ、その先には、送付先情報ファイルについてはこのことを記載しておりませんでしたので、両方に載せるのが望ましいのではないかというパブリックコメントでご意見をいただいたところです。

当初、この送付先情報ファイルにつきましては、システムの仕組みなんですけれども、私どもの情報を私どものシステムの外でつくって、機構のほうに送るというふうに考えておりましたので、こちらに含めていなかったんですが、私どもの持っている住民基本台帳ファイルのデータをもとに作成されるものなので、関連性があるということでこちらに記載しておいたほうがより望ましいと私どもが判断いたしましたので、加えたものでございます。

説明は以上になりますが、こちらのほうでご意見、ほかにもございます部分も含めまして見直しを行い、全項目評価書を作成したものでございます。

最後に今後の取扱いの流れについてご説明させていただきたいと思っております。別紙という資料がございますので、こちらをご覧くださいませでしょうか。こちらに全項目評価の手順について記載してございます。

①②③④、こちらのほうはもう既に終わって、⑤の途中まで終わっております。第三者点検については④にございますが、3月10日から3月31日までに実施いたしました。

では⑥のところでは。最後、ここの点線の部分が本日でございます。こちらにこの委員会の名称が間違っておりました。申し訳ございません。委員会と書いてございますが、審議会に訂正させていただきます。申し訳ございません。今後はこの評価書を6月中旬に国の特定個人情報保護委員会に提出し、評価書の公開を行ってまいります。一応、今、目安として考えておりますのは、6月25日号の広報に載せ、またホームページに掲載し、窓口といたしまして、区の戸籍住民課とか、区政情報課、区政情報センター、あと出張所の窓口で閲覧できる状況にしたいと考えております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【会 長】基本的な質問ですけれども、縦の参考資料であります。一番上の枠なんですけれども、ファイルの名前が幾つも書いてあるわけです。このファイルがそれぞれどう違うのかわからない。というのが、住民基本台帳ファイルってもともとあったものじゃないかなと思うので。何か項目を足して、足したまではいいんですけれども、それが特定個人情報ファイルというファイルに変わるのか、あるいは住民基本台帳ファイルの一部を取り出して、特定個人情報ファイルというものをつくるのか。その次に、右側にも幾つも書いてあって、住基ネットというものも出てくるんだけど、これはそれぞれどういう関係になるんですか。管理が違うなら管理が違うという説明を受けないとだめでしょう。

【戸籍住民課長】まず(1)につきましては、これは既に住民基本台帳としてございます。システムで今は管理をしております。それに個人番号が追加されるので、全て住民基本台帳ファイルというものに名称が変わるといいますか、そういったくくりになってまいります。

【会 長】個人情報ファイルというのは、社会保障税番号制度に関連するものだけではなく、それ以外のものも、これ、全部要るんですね。

【戸籍住民課長】確かにファイルといたしましては、いろいろ入ってございますが、必要な範囲でしか情報提供はしません。

【会 長】ピックアップというのと、こちら側は情報をピックアップして出すのでいいように見えるけれども、逆に向こうから進入してくるときは、このファイルのデータが全部見られるわけでしょう、向こうから入られてきても、国に提供する義務の範囲でしか見られないようにしておかないといけないんじゃないですか。別のファイルをつくるべきではないですかという質問です。別のファイルをつくっておくのが危険が少ないわけでしょう。

【戸籍住民課長】参照できる範囲というのは、32の2ページに書いてございます項目全てではなく、抽出されたものしかつながらないということについて、こちらに図のほうがございます

ので、図を使ってご説明させていただきます。

すみません。全項目評価書の8ページをお開きください。そちら、非常に見えにくいものになって申し訳ないんですが、真ん中のほうに、ちょうど真ん中に「住民情報オンラインシステム（ホストコンピューター）」と書いてございまして、住民記録システムというのがございます。こちらにさまざまな情報が入ってございます。そして、それを住基GWサーバと書いてありますが、さらにデータ連携と、右側のほうの団体内統合宛名等システムというものを今回番号法のために新たに情報提供、下のほうでこのシステムを用いまして、ここに新しい団体内統合宛名等システムというのをつくります。この中に提供するだけの情報を入れます。ここにしか外部からはアクセスできないことになっておりますので、住民基本台帳ファイルに直接アクセスする、照会、見る、そういったものではないというくりにしております。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】具体的には情報連携する部分だけ今、おっしゃったとおり法律で決まっている項目を住基のシステムから抽出して、それぞれのファイルは別につくってそこで情報連携させていただく。ただ、特定個人情報ファイルについては、法の規定に従って、住基の中に個人番号を入れるといったことが決まっておりますので、現在の住基システムの中に個人番号を新たに追加するといったことで、それが全て一応名目上は特定個人情報ファイルになるといったことがございます。今回、宛名システム自体は、開発もまだ当審議会かけてございませぬので、それに先んじて、それを準備するための住基のシステムに個人番号を追加させていただく、そのために第三者評価を踏まえたこの特定個人情報の強化、これを行うといった流れで事務手続を進めてきているといった状況にございまして、連携の部分は今、課長からもお話があったとおり、そこから法律で定められた部分だけ、連携できるものを別ファイルとして宛名ファイルのほうでご用意させていただくといった事務手続になりますので、直接外部と住基のほうがつながるといった形にはなってございませぬ。その点は説明が不十分で大変申し訳ありませんでした。

【会 長】そういうことですか。どうぞ。佐藤委員。

【佐藤委員】関連して。前段の部分で。今、三つこのファイルがあつて、これはそれぞれの目的に応じて使っていく。今、会長がおっしゃったように、個人番号制度に基づくファイルというのはそれとはまた別にあつて、この住基ネットにつながっている住民基本台帳ファイルとは別であると、そういう理解でよろしいですか。

【区政情報課長】外部とのデータ連携、やりとりする部分というのは、個別に、例えばこの8

ページの図をご覧くださいますと、8ページのところに団体内総合宛名等システム、ここが連携するために別ファイルを置かせていただくシステムになります。これは、今後、これから開発するといった形になるので、まだこちらの審議会のほうにおかけしていない部分ですので、まだ情報については、委員皆様にお伝えしていない部分ですが、ここがやりとりするといった仕組みになってございます。そこに対して連携が必要になる情報だけ、例えば世帯の情報であるとか、住所・氏名、性別、それから個人番号、この辺のデータを個々に送り込んで、そこで連携していただくといった仕組みになります。

【会 長】どうぞ、佐藤委員。

【佐藤委員】そうすると、今の課長の説明では、住民基本台帳ファイルには個人番号を付記しなければならないので、ここに個人番号がつかますよという説明なんですね。さっき区政情報課長が言ったように、マイナンバー制度に基づくやりとりというのは、今、説明があったものということによろしいんですね。

【戸籍住民課長】はい。

【佐藤委員】そうすると、今、国会で審議されている例えば健診データを入れるとか、高齢者の資産を入れるとかというのは、今、課長が言ったデータファイルのほうに入れるということになるわけですね。審議中だから仮の話で申し上げますと、この住民基本台帳ファイルとは別に、ということですか。

【戸籍住民課長】具体的に申し上げますと19ページ、こちらの全項目評価書の19ページに私どもが提供する事務が掲げてございます別表2ということで、これは法律で定められた事務でございます。この提供先というところがございまして、提供先における用途というのがございます。どういったものを提供するのかということで、こちらに書いてございます住民基本台帳法7条4号に規定する条項ということで、この4号に規定する条項というのが何かといいますと、世帯主の続柄と世帯主の名前、そちらの情報だけです。そちらを送るということになりますので、そのほかの部分については、私どものほうから提供する形にはなっておりません。

なぜ世帯員の続柄と世帯主の名前だけでいいのかといいますと、私どもに提供を求めてくる側がもう既にその方の住所・氏名、生年月日、男女の別と個人番号を知っておりますので、あとは世帯情報だけ入手したいということでございます。先ほど委員からご質問がありました情報につきましては、私どもとはまた別の所管のほうで連携する部分ですので、その所管のところはどういった情報を法律に基づき国とやりとりするかというのは、今後、法律ができた上で固まってくることになります。

【会 長】ということは、32ページが一番上に、住民基本台帳ファイルの項目がばっと書いてあるじゃないですか。下のほうを見ていくと健康保険とか年金とか書いてあるんです。これはいずれ、今回の問題ではなくて、医療保険年金課から情報を住民基本台帳ファイルから取り出すことになりますというような説明がここに出る可能性がある、そういうことですか。

事務局。

【区政情報課長】個人番号の関係で使うわけではなくて、今現在、こういう情報、参照情報として持っているので、それもこの特定個人情報ファイルの中に入れてほうがいいですよという指摘が第三者点検の中で受けて、国の特定個人情報保護委員会に出すときには、入れさせていたという形をとってございます。

【会 長】厳密に言った場合に特定個人情報ファイル、全部を総合して呼んでいるんだということを言いたいんですか。

【戸籍住民課長】戸籍住民課が所有するものとしては、この三つとも特定個人情報ファイルになります。国民健康保険などそれぞれの部署で特定個人情報ファイルは幾つかあって、これから委員会のほうにご提出させていただくことになります。

【会 長】では特定個人情報ファイルというのは、番号法で全部管理される情報になりますか。番号法で要らないものがいっぱいありますよね。特定個人情報ファイルというのは個人番号法で特定されているファイルですよ。そうすると、あの法律が全部この項目に適用になるんですかという質問です。要るものだけではないんですか。要らないものまで何でこういう番号法で管理されるんですか。

団体内統合宛名等システムに入ったデータをいうんじゃないですか。

【戸籍住民課長】定義といたしまして、個人番号を含むファイルを特定個人情報ファイルといいますという定義になってまいりますと、住民基本台帳ファイルにさまざまな情報が入っております。これは個人番号が入る前も、それらの情報がないと転出証明書をつくれなとか、あと住民票がつくれなという状況にございますので、その中に今度、個人番号が入りまして、例えば転出証明書をお出しするときも個人番号を入れて出すという形になりまして、これはやりとりではなく通常の住基の事務においてそのファイルを使ってまいりますので、その中に個人番号が入っておりますので、ファイルとして特定し、それに対してのリスクを抽出して、対策をし、制限するというのを今回しているということでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】今のお話だと、特定個人情報ファイルというのは、個人番号が追加されている情

報ファイル、これがそれに当たるということでしょうか。

【戸籍住民課長】はい、そうです。

【三雲委員】そうすると、従前も個人情報ファイルというのが存在しているわけですね。そうすると、従前の住民基本台帳ファイルというのは、これは個人情報ファイルに相当するはずですよ。もし個人番号が追加された後の住民基本台帳ファイルというのは、これは個人情報ファイルではなくて、特定個人情報ファイルに分類されるんですか。

【戸籍住民課長】はい、そうです。

【三雲委員】そうすると、先ほどの条例案で個人情報ファイルの定義のところから、本来はそうすると、特定個人情報ファイルを抜かなければいけないわけですね。もう一回この条例案を見直すと、先ほどおっしゃったような排他的な関係が条例案に書き込まれていないのではないですか。

【区政情報課長】特定個人情報ファイルについては個人情報ファイルでもあるという形になりますので、両方の要素がかかってくるということで除いていないということです。

【会 長】ほかに質問とかご意見は。井下田委員。

【井下田委員】井下田でございます。

私、今日初めてこの新宿区情報公開・個人情報保護審議会に参加させていただきまして、さまざま議論を聞かせていただいて、もちろん個人情報に関するところで審議会をされていると思うんですが、話がどうしても今回マイナンバーのほうに行ってしまいまして、今、戸籍住民課長がさまざま答弁されていましたが、戸籍住民課長は、結局この戸籍住民課のいわゆるその範囲内でしか答えることができなくて、質問されているのは全体的な、それに係るマイナンバーのことを質問されるとなかなか答えづらい部分があるのかなと。

提案なんですけれども、管轄しているのは、総合政策部の企画のほうが管轄されていると思うんです、全体的なものを議論する場合は。そういった方々をお呼びしないと、なかなか全体的なことをお答えすることが非常に今厳しい状況で、今この審議会が進んでいると思います。総合政策部は、こういったことを審議するときに必要なのではないかと個人的に思いましたので。

【会 長】事務局のほうでご説明いただけますか。

【区政情報課長】昨年度2度ほど企画政策課から全体的なご説明はさせていただいたという経過はございます。その説明を踏まえて、PIAに入っていった。ようやく、今、結果が出ましたというところまで至ってきてございますので、なかなかわかりにくい制度であるといったこ

とも相まって、そのたびごとに制度全体のご質問をいただくといったこともありますので、今後、総合政策部のほうとも調整しまして、案件があるときにはきちっと控えていただくよう私のほうで調整させていただきたいと思います。

【井下田委員】 よろしく願いいたします。

【会 長】 その点をご検討いただく。林委員、どうぞ。

【林委員】 二つだけ確認させていただいて。

8ページは、今、課長おっしゃったように現在審議中だから、今後もこの審議の今回の当審議会に、要するにこれ変更されるということで、まずこれは変更されますよという認識でよろしいですね。

【会 長】 ご説明ください。

【戸籍住民課長】 このチャートについては変更はございませんが、団体内統合宛名等システムにつきましては、これから開発するところがございますので、この中身についてのご説明はこれからさせていただきます。

【林委員】 わかりました。

それと最後に確認なので、12ページなんですけれども、今までの質問から外れてしまって恐縮なんですけれども、ここに丸印があるんですけれども、この丸印は結局何なんですか。それ以外のものは何なのか。

【会 長】 ご説明ください。

【戸籍住民課長】 住民基本台帳法の第7条に、住民基本台帳に記載すべき項目という条文がございます。その中にこのような医療保険関係情報とか児童福祉、こういった丸がついている四つの項目についても住民基本台帳という、昔、紙台帳でございましたが、そちらの中に備えることとなっております。

新宿区では、システムを開発したときに、もうこの部分については保有しているところがそれぞれの課が所管しておりますので、ファイル上は別の仕組みになっております。ですので、私たちは、情報を保有して、情報の内容を変更するということが全くできません。

転出証明書をおつくりするときには、その項目の中に新しい住所地に行かれるときに、この方は国民健康保険に入っているとか、年金番号は何番だとか、児童手当はもらっているかどうかといった情報を持っていかなければならないし、転入されたときにその情報を、住民記録を通じて各所管に情報提供しなくてはいけないのが、住民基本台帳法上のつくりになっております。

法律と現実のシステムが変わってきておりますので、当初は私たちが保有していないのであるから、ここに入れなかったんですが、今回の個人番号制度につきましては、あらゆるリスクを考えて、全て関連するものは載せて記載してくださいという第三者点検のご意見でしたので、限定せずに、関連しているものを全てこちらに書いたというものでございます。

【会 長】これは利用目的がないまま進んだ、第三者からそう言われたと。利用目的は明確なんですか。

【戸籍住民課長】利用目的としましては、この情報を参照することにつきましては、住民基本台帳事務を遂行する上で、一番は転出証明書をつくる上で必要な事務ということで、参照して、利用はしております。

【会 長】そうすると住民基本台帳に、個人の行政に関する情報を全部集めようとしているのではないですか。

【戸籍住民課長】必要な範囲で参照できることに。ですので、国民健康保険にいつ入ったとか入っていないとか、変わられたとか。そこまではわからない。現在入っていますというような情報とか、つくる範囲、転出証明書をつくる範囲で必要な情報としては参照します。

【会 長】住民基本台帳が、その個人の住民のほとんど基本的な情報がここへ集めていかれるような気がしているわけですよ。それに個人番号がついていて、さっき申し上げたように、これが全体の特定個人情報ファイルということで番号法で管理されているとすれば、これは今は、この項目だけ、5項目ですよと言っているけれども、要するにこれ、全部を監督し、管理しているんじゃないんですかということを行っているんです。そう決めつけられないから、私の勝手な推測にすぎないから、だからそういうことではなくて、本当に必要な部分だけ取り出して、番号法で提供しないといけないものだけ取り出してファイルをつくるべきじゃないですかということを行っているんです。今回も、さっきも指摘したけれども、健康保険だとか年金まで住民基本台帳に入っていますが、番号法と関係ないわけでしょう。

【戸籍住民課長】おっしゃるとおり、既存の住基の事務をする上で必要な情報であって、番号法が入ったから必要になったというものではありません。

【会 長】何で第三者が、そういうように強く指示をしてきたのは、理由は何ですか、番号法との関係では何ですか。

【戸籍住民課長】住民基本台帳等の記載事項に入っております、こちらは、含めるかどうかはなかなか判断は難しいところではございますが、関連しているのであれば含めたほうが良いという指摘でございます。

先ほど、私、訂正がございます。国民健康保険の取得年月日、喪失年月日というのも項目に書いてございました。

【会 長】ほかにご意見、ご質問。瀬川委員。

【瀬川委員】第三者のことで聞きたいので、その前の前段で、多分、この要綱の第7条によると書いてあるんです。今日いただいた資料には要綱はないですね。

僕はそれを見ていない前提でお話ししますと、第三者というのはどういう方か、お聞かせいただけますか。国でアポイントされたところ、新宿区独自で何らかの要綱があって選んでやっているのか。大変重要な役割をしておられるので、どこかで説明しておられたらもう一度リピートいただけませんか。

【戸籍住民課長】こちらにつきましては、規則のほうで、特定個人情報保護評価の規則で定められております。国のほうで定められておりますのは、個人情報の保護に関する見識のある外部の第三者ということになっております。ではどういった方々にそれをお願いするのかというのは、これは自治体に任されております。ですので新宿区では、こういったことを業としている方に契約いたしまして、委託契約いたしまして、そして第三者点検をお願いしたところです。具体的には、この業者を選定したものは企画政策課のほうになります。

名称といたしましては、一般財団法人の日本情報経済社会推進協会といます。こちらは、沿革といたしましては、昭和42年に総務省と経済産業省の所管で設立されました財団法人でございます。旧の名称は日本情報処理開発協会と申しております、こちらが23年の公益法人の改革に伴って一般財団法人になったというものでございまして、日本の情報化推進のためにさまざまな活動をしておるというところで、今回このようなマイナンバーの第三者点検とか、または一般的にはプライバシーマークというのを発行しているような協会でございます。23区の中でも、新宿区だけこういった外部の専門機関に委託しているところでございます。

【瀬川委員】ありがとうございます。

【会 長】ほかにご質問、ご意見ございませんか。鍋島委員。

【鍋島委員】これは確認だけですけども、今の機関は新宿区で持っている個人情報は開示しなかったんですね。私の個人情報は開示はしていないわけですね。

【会 長】ご説明どうですか。もうちょっと質問を何か具体的に。

【戸籍住民課長】個人の情報は全く提供しておりません。こちらの保護評価のほうは職員のほうで作りまして、中身を点検してもらうためには、新宿区の情報セキュリティの規定ですとか、私どもの住民基本台帳のマニュアルですとか、さまざまな資料はつけましたが、個人のデ

一タに関しては一切お渡ししておりません。

【鍋島委員】ここには出ていなかったの、まさか出していらっしやらないとは思ったんですけれども確かめました。ありがとうございます。

【会 長】私もいろいろな質問をしてしまい時間がかかって恐縮だったんですけれども、この件は報告事項なので、お聞きしていろいろ番号制度がわかったと思うんです。報告を了承すれば、報告を受けたという範囲ですけれども、別にそれで何も問題がなかったわけではなくて、いろんな質問、意見が出ましたので、ぜひその意見、質問を参考に、今後は、いろんなところでご説明があるでしょうから、もっとわかりやすく説明していただいたほうがよいと思います。また質問が出ましたら、お越しいただくことがあるかもしれませんが、そのときはよろしくお願ひします。

了承したということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、本件は了承いたします。

【戸籍住民課長】どうもありがとうございました。

【会 長】長時間どうもありがとうございました。

【区政情報課長】お時間が来てございますので、後期高齢者医療の関係と、それと臨時福祉給付金、特例給付金、その関係まで今日は行きたいなと思っていたんですが、次回24日ということで調整させていただきます。資料11件中2件ということですので、残り9件は24日にクリアしたいと思います。ぜひ次回は早目に資料もお渡しするようにします。

【会 長】ちょっと待ってください。諮問3が、基礎項目評価だから今のと同じようなことではないですか。

【区政情報課長】そうですね。

【会 長】これは今の関連があるので、これだけ今やってしまっても。

【区政情報課長】そうです。

【会 長】これだけ関連だということで、やってしましましょう。

それでは資料4、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）についてであります。

それでは説明してください。

【高齢者医療担当課長】まずお時間をいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは説明のほうはコンパクトにやらせていただこうと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは私のほうから、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価書についての報告と、それに関連しまして、区と東京都の後期高齢者医療広域連合の従来からの個人情報保護条例上の関係性について見直しを考えておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。

まず恐れ入りますが、資料4-1をお願いいたします。

実施手続の判定基準となります「しきい値判断」についてまずご説明申し上げます。資料中央に「しきい値判断」とございます。その下に対象人数は何人かという項目がございますが、後期高齢者医療に関する事務につきましては、被保険者及びその世帯人、合計しますと約4万3,000人でございます。

したがって、この図の中では、1万人以上10万人未満の欄がございます。こちらに該当いたします。

次に、その下の特定個人情報ファイルの取扱者は500人以上かというところですが、こちらは関係職員170名ということですので「いいえ」というところに該当します。

最後に、過去1年以内に特定個人情報に関する重大事故は発生させたか。これは「いいえ」に該当する。したがって、「しきい値判断」としては基礎項目評価となるものでございます。

次に資料4-2をお願いいたします。

評価書名は後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書でございます。個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言ですが、重要なことが書いてありますが、記載のとおりでございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、関連情報のところをお願いいたします。

まず1の特定個人情報ファイルを取り扱う事務欄でございます。①の事務の名称は、後期高齢者医療に関する事務でございます。②の事務の概要でございますが、具体的には記載の四つの事務について特定個人情報を使用するものでございます。③のシステムの名称については記載のとおりでございますが、①について区で私どもの課で管理しております。

システムの名称の2、電算処理システムについては広域連合で管理しております。3番、4番については、区で一括して今後、開発していくということでございます。

続きまして、2の特定個人情報ファイル名から8の特定個人情報ファイルの取扱いに関する

問合せ欄までについては、記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

Ⅱしきい値判断項目でございます。これは先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

Ⅲのしきい値判断結果については、結果としては基礎項目評価の実施、これが義務づけられるものでございます。

恐れ入ります。資料4-4をお願いいたします。新宿区における特定個人情報保護評価の手順書でございますが、資料4-4と右上に記載されてございますが、そのすぐ下、小さな字で、アスタリスクで始まる部分でございますが、全項目評価実施の場合には①から⑧全部実施と。今回の基礎項目評価の場合は、①と⑥⑦⑧、これを実施することになってございます。今回は基礎項目評価でございますので、本日の審議会におきましては、下のチャート図の中の⑥の部分に本日は該当するものでございます。

今後の流れといたしましては、評価書の内部決定等をとった後に⑦特定個人情報保護委員会へ評価書を提出し、⑧評価書の公開という手順になってございます。

次に資料4-5をお願いいたします。

ここからは、区と広域連合の個人情報保護条例上の関係性について、番号法の趣旨を踏まえた見直しを今考えておりますので、その点についてご説明申し上げたいと思います。

図の全体構成といたしましては、図の大部分を占める赤い破線内、これが新宿区でございます。その中で、中ほどにある黄緑色の実線部分の中が高齢者医療担当課、そして右側、緑色の破線の中が広域連合となっております。このように、平成20年度に制度が発足して以来、区や高齢者医療担当課にとって、広域連合は外部の機関であると位置づけてございます。そして、図でもオレンジ色の太い矢印で明記してございますが、外部提供あるいは外部結合という形で平成19年度に当審議会に諮問をさせていただき、システムを活用したデータのやりとりを行ってございます。

恐れ入ります。次の裏面ページをお願いいたします。

これは平成28年1月以降は、資料では太い紫色の破線で囲まれておりますが、高齢者医療担当課と広域連合は同一部署とみなす形に見直しを図るものでございます。黄緑色の先ほどの太い矢印も同一部署内での利用ということに、中身、内容が変更になってございます。このように、外部の機関から同一の部署へとその取扱いを変更する理由について、番号法の規定等に基づいて説明をさせていただきます。

まず、一番後ろについている資料ですが、資料4-8をお願いいたします。一番後ろの4-

8でございます。これは番号法の第19条の条文でございます。リード文では「何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない」と規定されており、1号から14号にわたって提供できる場合が限定的に列挙されてございます。したがって、区と広域連合の関係も、この14号のうちいずれかの条項に該当しなければならないこととなります。しかしながら、この条文を何度読んでも、いずれかに該当するという確証が、私ども得られませんで、これでは特定個人情報の広域連合に対する提供についての法的根拠がないのではないかとの疑念が出てまいりました。このため、区としても担当課長会等を通して、国に対して法的見解を求める要望を行うなどの対策を講じてきました。

そうした中、恐れ入ります、資料4-6をご覧くださいませでしょうか。資料4-6でございます。タイトルが「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について」というものですが、国からの技術的助言の通知が、このように遅ればせながら、平成27年2月13日付で出されたものでございます。

裏面の記書きの2をご覧くださいませと思います。構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合についてをご覧ください。読ませていただきます。

例えば、窓口業務を市町村に残し、その他の審査・認定業務等を一部事務組合が処理する場合など、特定の事務を一部事務組合等が構成地方公共団体とともに処理する場合には、同一部署内での内部利用となり、番号法上の特定個人情報の提供には当たらないと書かれていますが、区と広域連合はこの通知によりますと、まさにこの部分に該当するものでございます。

また、資料4-7についても、本日は内容の説明は時間の関係で省略いたしますが、国の通知と同趣旨のものになってございます。

最後になりますが、特定個人情報の提供につきましては、本来は、法的な根拠、先ほどの19条はそうですね。あるいは政省令で規定すべきものであり、その意味で今回の国の対応については不十分であるとの考えを区としては持っておりますが、番号法全体の趣旨あるいはこれら技術的助言等の通知も参考にしながら、今後は高齢者医療担当課と広域連合は同一部署とみなしていきたいと考えてございます。

ただし、番号法は今後適宜改正することも想定されておりますので、そうした機会も活用しながら、政省令等の改正を含めた要望を行っていきたいと考えてございます。なお、この取扱いは、あくまでも後期高齢者医療制度に限定されるものであり、その他の事務における個人情報の取扱いにおきましては、従来どおり外部の機関と位置づけてまいりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

【会長】すみませんけれども、後期高齢者医療システムというのには、もともとその個人情報ファイルがあるのではないかと思うんです。そのファイルの中に個人番号を追記する、追加するという形で、新しいファイルというか項目が追加された、そういうことだろうと思って理解としますということなんですけれども、実はさっきの議案の報告事項の審議を聞いておられたかどうかわかりませんが、そういうふうに個人番号を追加されたファイルの中には、個人番号制度とは関係のない項目が入っているんじゃないでしょうかということが一番の理由なんですけれども、そうした場合に、それはいわゆる特定個人情報ファイルとしてではなくて、別途、個人番号制度だけに必要な項目だけを取り出した特定個人情報ファイルをつくるべきではないかという考えを持っているんですが、そのあたりは、実際はどういうふうになっているんですか。

【高齢者医療担当課長】よろしいでしょうか。お答えさせていただきます。

まさに今、会長のほうからご指摘いただいた点について、我々もつい先日までどういうふうに取り扱っていいかというのがわからない状態で行ってまいりました。

4月末にやっと、私ども社会保障ですから厚労省から通知等、取扱いの案内がございまして、結論から申し上げますと、例えば私どもでいうと保険ですから被保険者番号というのがございます。その被保険者番号を広域連合に提供する。その限りにおいてはこれは特定個人情報ではないということでございますが、一方で、広域連合ではその被保険者番号を活用しまして、最終的にひもづけを行い、特定個人情報というひもづけを行う。そういった意味では、被保険者番号であったとしても特定個人情報として、ひもづけをされるのであれば扱うようになりますといったような通知が来たわけでございます。

そういった意味では、我々の現場のスタンスといたしましては、特定個人情報、ある意味今まで以上に厳正な取扱いをするというグループの中に、被保険者番号も改めて位置づけられたのだと、こういう緊張感の中で仕事をやってもらいたいというふうに考えております。

【会長】この個人番号とほかのデータ、個人情報とどの個人情報とがひもづけされるかどうかということは、こちらでは、新宿区ではわからないでしょうか。広域連合のほうで勝手にそれはひもづけすることができる状態でしょうか。

【高齢者医療担当課長】お答えさせていただきます。

広域連合のほうのシステムの中に最終的には取り込まれますが、例えば被保険者情報で申し上げますと、先ほどの被保険者証の被保険者番号、あるいは取得年月日、喪失年月日、さまざま

まなデータがございます。そこで今回、特定個人情報が追加されるというイメージになりますので、そういった意味では全てがひもづけされるといえばされるということになります。

ただし、例えばシステムの我々が操作する段階においては、必ずしも特定個人情報がふだん必要になるわけではございません。そういった意味で今、いろいろと説明を受けているのは、例えば特定の人に対して個人情報でもって、要するにその人が間違いなく本人なのだということを特定するような、そういう場面において、我々のシステムで特定個人情報に基づいた検索を行う、個別に。そういったことによって、そういうような形で利用を現実にやらせていただくということでございまして、それ以外の例えば支出に関するリスト等々についても特定個人情報が例えば新たに印刷されるとか、何も用がないのに、システムを見るとそれぞれの特定個人番号が、職員が見えてしまうと、こういったことはないというふうに考えてございます。

【会 長】今まで検索をするとき、普通なら氏名、振り仮名、山口邦明、生年月日何年何月何日、大体これで特定できますよね。そういうのでなく、今度はもう番号だけで、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、それでかなりの精度、こういう関係になるんですか。氏名とか生年月日関係なく個人番号だけが、そういう識別の、あるいは検索の一番のキーになるということで、実態はどうなんですか。

【高齢者医療担当課長】確かに特定個人番号も検索の重要なキーにはなりますが、例えば今までどおりの住民番号、こういったものについて、例えば市内のシステムですと、共通キーが住民番号になりますから、そういったところで検索したりというようなことでございますので、例えば今イメージしておりますのが、現行のシステムで課題だなと思われるものが、例えば転出入が非常に頻繁な方で、まれになんですけれども、お名前が同じ方と前の方とこの方が同じかどうか、厳密には例えば生年月日まで一緒ということも論理上あり得ると。こういったことに関して、特定個人情報で検索することによって、例えば間違えた保険料を賦課するといったような、そういうミスもなくなってくるかなというように考えております。

【会 長】わかりました。

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

なければ、これもご報告ですから、一応とりあえず了承ということで、何かありましたらまた後日、ご質問ということにさせていただいて、今日のところは了承とします。

ご苦労さまでした。

もうこれで一応終わりでしょうか。よろしいですか。

何かございますでしょうか。

【区政情報課長】次回のご案内だけさせていただければと思います。

次回6月24日午後2時から、場所はこの第3会議室になります。

【会 長】以上をもちまして第1回審議会を閉会いたします。長時間にわたりまして本当にありがとうございました。

午後 4時30分閉会